

北海道地方独立行政法人評価委員会運営要綱の改正について（案）

1 趣旨

北海道地方独立行政法人評価委員会運営要綱においては、評価委員会及び部会について、書面により委員の意見を徴して議決を行うことができる旨の規定を設けていないが、緊急を要し、会議を招集する時間的余裕がない場合や、感染症のまん延等により会議の開催が困難となる場合などがあることを想定し、評価委員会及び部会の書面による議決（以下「書面議決」とする）が可能となるよう、本運営要綱の規定の整備を行うこととする。

2 書面議決を行うことができる場合について

書面議決が可能な場合については、次のいずれかの事由に該当する場合とする。

- ① 緊急を要する場合で、会議を招集する時間的余裕がない場合
- ② 災害の発生、感染症のまん延等により、会議を開催することが困難な場合

3 書面議決の実施方法について

- ① 委員長または部会長において、書面議決の要否を判断（上記 2 ①及び②の事由を考慮）
- ② 事務局から各委員または部会員に対し、書面議決を行う旨の連絡を行うとともに、返信期日を設定の上、書面議決に必要な資料及び書面議決を行うための様式を送付（郵送、電子メール、FAX等のいずれかの方法による）
- ③ 期日内に委員または部会員の過半数から②の書面議決を行うための様式を返信
- ④ 事務局は委員または部会員から返信のあった議事の賛否等を整理の上、その結果を委員長または部会長に報告
- ⑤ 事務局は議事要旨等を公表

4 本運営要綱の改正内容について

別紙新旧対照表のとおり。

5 報酬の取扱いについて

書面議決を行う場合においては、北海道特別職員の給与等に関する条例に基づき報酬を支払うこととする。

6 施行について

令和元年度第 5 回評価委員会において決定後、速やかに施行する。